

# 多賀城跡第 77 次調査現地説明会資料

- 政庁跡東楼・西脇殿・政庁南面地区の調査



2005年10月22日(土) 午前10時00分より

宮城県多賀城跡調査研究所

# 調査要項

所在地 宮城県多賀城市市川字城前

調査主体 宮城県教育委員会

調査担当 宮城県多賀城跡調査研究所（所長 小井川和夫）

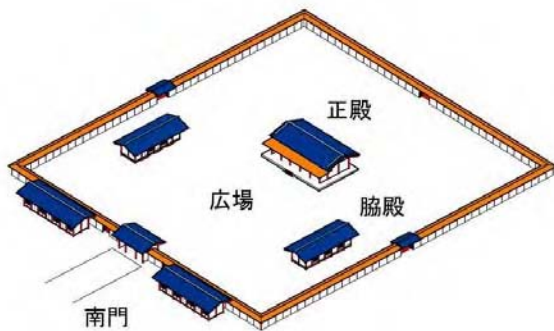
調査協力 多賀城市教育委員会

調査指導 多賀城跡調査研究委員会

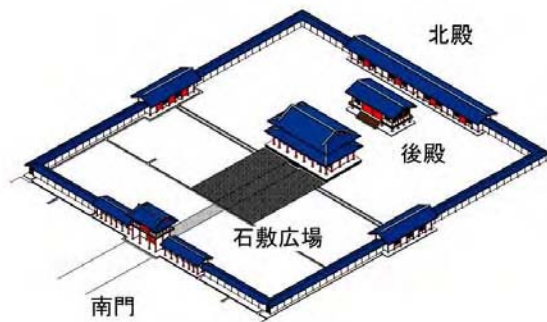
調査員 小井川和夫 阿部恵 古川一明 天野順陽 吉野 武 関口重樹

調査期間 平成17年5月11日～平成17年10月30日（予定）

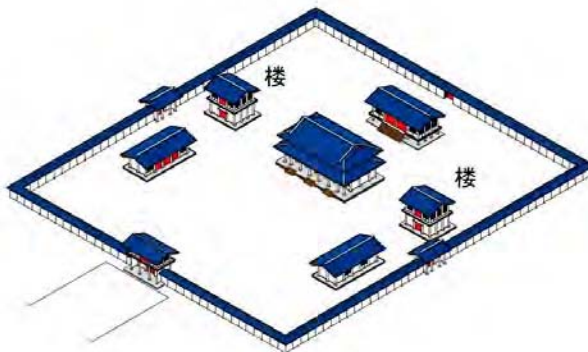
調査面積 東楼：263 m<sup>2</sup> 西脇殿：350 m<sup>2</sup> 政庁南面：260 m<sup>2</sup> 計約 873 m<sup>2</sup>



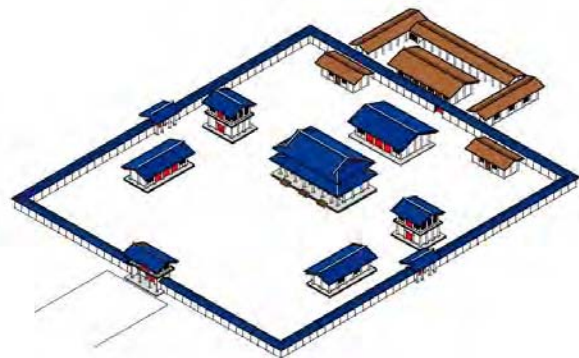
第I期 政庁



第II期 政庁



第III期 政庁



第IV期 政庁

参考図 多賀城政庁の変遷

# 1 . はじめに

## ( 1 ) 多賀城跡について

特別史跡多賀城跡は、奈良・平安時代の陸奥国を治めるために中央政府が設置した国府（国の役所）の跡で、奈良時代に陸奥・出羽国の軍事を担当する鎮守府も置かれていました。

多賀城跡の中央には政庁跡があり、陸奥国の重要な政務・儀式などが行われていました。また、まわりの丘陵上の城前・大畑・作貫・六月坂・金堀・五万崎などの地区には、国府としての行政実務を行う官衙施設が配置されてきました。さらにその周囲の約 900m四方には外郭施設（高さ 4 m前後の築地塀や材木塀）を巡らし、その南・東・西には門がありました。

多賀城跡は、多賀城碑により神亀元年（724）に設置され、天平宝字 6 年（762）までに修造されたことが知られています。また、古代の文献により、宝亀 11 年（780）には伊治公皆麻呂らに攻撃されて炎上し、その後再建されたこと、貞観 11 年（869）には大地震で大きな被害を受けたため、陸奥国に修理府が置かれて復興されたことなどが知られています。

多賀城の変遷は、政庁跡の発掘調査の成果から四期に大別でき、各時期の年代は文献史料との対比などから、次のように考えられます。

第 期	神亀元（724）年 創建	～	天平宝字六（762）年 修造
第 期	天平宝字六（762）年 修造	～	宝亀十一（780）年
第 期	伊治公皆麻呂焼討		
第 期	宝亀十一（780）年 焼討	～	貞観十一（869）年 陸奥国大地震
	貞観十一（869）年 大地震	～	10世紀中葉頃

## ( 2 ) 政庁跡について

多賀城跡のほぼ中央にある政庁跡は、四方を築地塀<sup>ついでい</sup>で囲った南北約 110m、東西約 100m の区域です。この地区では第 1 ~ 6、9、16、19 次 ( 1963 ~ 1973 年 ) の発掘調査の結果、正殿<sup>せいでん</sup>を中心に脇殿<sup>わきでん</sup>・後殿<sup>こうでん</sup>・楼<sup>ろう</sup>などの建物が整然と配置されていること、その配置が、前記した四時期で大きく変化していることがわかりました。

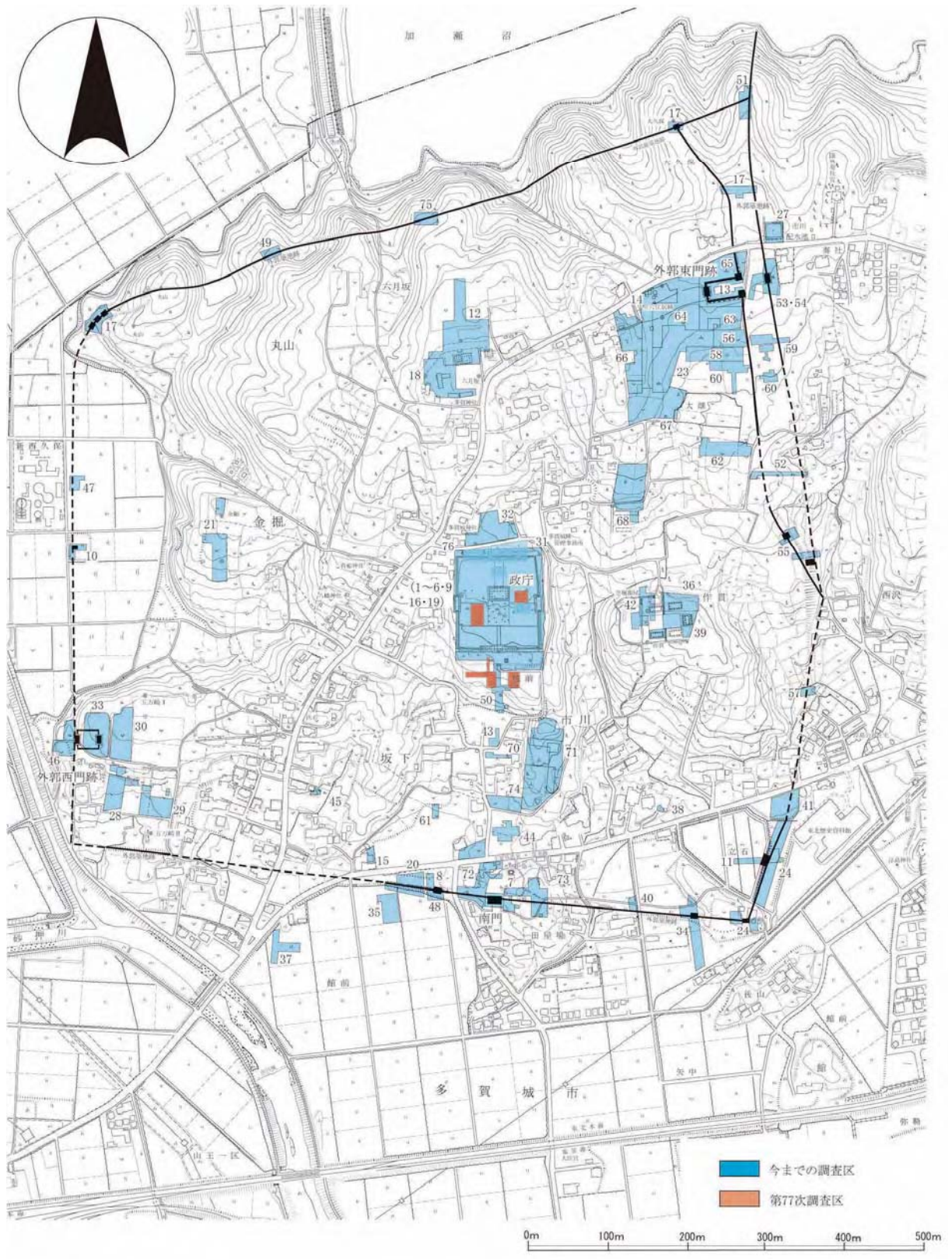
これらの調査成果に基づき、正殿と築地塀の基底部分を復元整備したのが、現在の政庁跡の姿です。整備にあたっては、調査で発見した遺構を盛り土で保護しながら工事を行っていますので、復元された正殿や築地塀の下部には古代の遺構が発見された当時のまま保存されています。

## 2 . 第 7 7 次調査の目的

当研究所は昭和 44 年度より特別史跡多賀城跡を毎年計画的に発掘調査しています。現在は、多賀城政庁跡から外郭南門跡にかけての地域を重点的に整備する目的で調査しています。このうち、再整備となる政庁跡については、主に第 1 期の政庁の姿で整備する予定です。

今年度の第 77 次調査は、政庁跡の再整備に必要な情報の収集を目的として、昨年度の第 76 次調査に続いて実施しているものです。調査区は東楼<sup>とうろう</sup>地区、西脇殿<sup>にしわきでん</sup>地区、政庁南面<sup>なんめん</sup>地区、の 3 カ所で、いずれもすでに調査された場所ですが、と は楼・脇殿の再検討、は政庁南面の平坦地の様子をより詳しく把握することを主な目的としています。





第1図 第77次調査区の位置

### 3 . 第 7 7 次 調 査 の 成 果

とうろう 地区、にしわきでん 地区、なんめん 地区の順に記述します。

#### ( 1 ) とうろう 東 楼 地 区

東楼(S B 1 3 6)や整地層などを再確認しました。東楼は桁行が東西 3 間、梁行が南北 3 間の礎石総柱建物で、規模は東西が約 9.0m、南北が約 7.2mあります。かなりの重量に耐える礎石式の総柱構造なので、楼閣とみられます。礎石の据え穴に第 期末の焼き討ちによる焼土や炭を含むことから、東楼が建てられたのは第 期であり、同じ建物のまま、第 期も存続したと考えられています。一方、東楼は第 期以前にも存在したのではないかという考え方もあります。

今回の調査では、礎石の据え穴を 1 1 ヶ所で再検出しました。新しい溝に壊されるなど残存状況はよくありませんが、比較的状況のよい据え穴で礎石の根石の状態を調査した結果、整地層に掘った据え穴に焼土や炭を含む土で埋めた第 期とみられる根石のほかに、整地層にくい込むような状態の根石もあることがわかりました。このことは、第 期の根石のほかに、周りの整地を積みながら根石を据えた古い段階がある可能性を示しています。その場合、政庁内の建物が礎石式になるのは第 期以降であることから、は第 期東楼の根石とみられることとなります。ただし、残存のよくない現状では、より以上の検討は難しく、今回の調査では、その可能性を確認したのみにとどまりました。

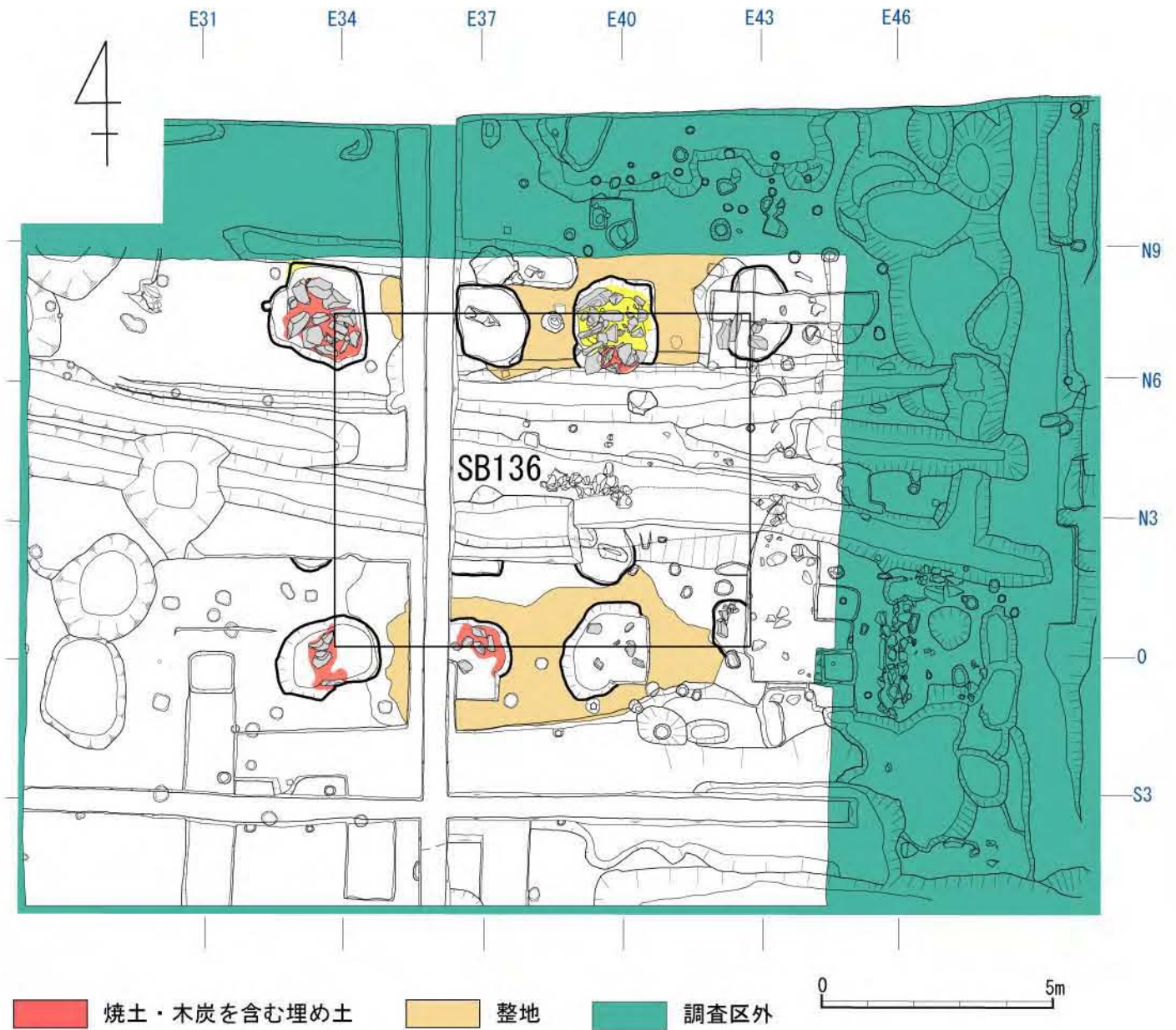
#### ( 2 ) にしわきでん 西 脇 殿 地 区

第 期西脇殿の規模や構造を再確認したほか、新たに第 期西脇殿の縁、第 期西脇殿の廂、材木塀、2 基 1 対の土塙などがみつかりました。

政庁の脇殿は、各時期とも南北棟の建物で、構造や規模は次のように考えられています。

第 期	掘立柱建物	7 間 × 2 間(17.9m × 5.6m)	
第 期	礎石建物	7 間 × 2 間(18.3m × 2.7m)	東西築地辺に移動
第 期	礎石建物	5 間 × 2 間(16.0m × 6.4m)	第 期の場所に戻る
第 期	第 期と通用		東脇殿に掘立式の廂が付く





第2図 東楼地区



東楼跡 (南西から)



北側柱列の東から2番目の根石 (南から)

このうち、第 期の脇殿だけが異なる場所にあることは疑問視されていましたが、昨年度に東脇殿地区を再調査したところ、第 期<sup>ほりこみちぎょう</sup>の掘込地業が発見されたことから、東脇殿が存在していた可能性が高まりました。

そこで、今回は反対側の西脇殿地区も再調査を実施しました。その結果、第 期の遺構は削平<sup>さくへい</sup>されて確認できませんでしたが、新たに第 期西脇殿の縁<sup>えん</sup>や第 期西脇殿の廂<sup>ひさし</sup>がみつかるなどの成果が得られました。

#### 第 期西脇殿 (SB175)

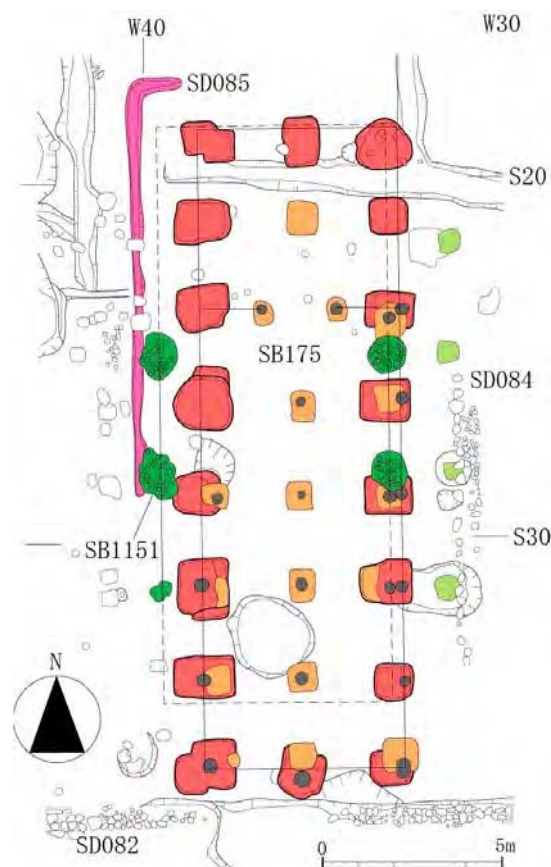
第 期西脇殿は南北7間、東西2間の南北棟掘立柱建物で、規模は南北が約17.9m、東西が約5.7mあります。建物内の

小柱穴の位置から、建物は床張りで、北側から2間目には間仕切りを有しており、第 期東脇殿と同じ規模・構造とみられています。また、第 期西脇殿の北西部では軒下の雨落ち溝が確認されています。

今回は、建物を支える側柱穴<sup>ささ</sup>、床を支える束柱穴<sup>つか</sup>、間仕切りの柱穴をすべて検出し、柱穴の形状や柱痕跡<sup>はしらこんせき</sup>の位置、柱の廃絶<sup>はいぜつ</sup>の仕方などを十分に把握したうえで、規模や構造が従来通りであることを再確認しました。また、雨落ち溝については新たに北側の延長を確認し、一度掘り直されたことがわかりました。溝の幅は15~40cm、深さは5~10cmで、全長は17.6m以上になります。

#### 第 期西脇殿 (SB1151)

第 期の東西脇殿は南北5間、東西2間の南北棟礎石建物で、規模は南北が約16.0m、東西が約6.4mとみられています。それらは第 期も同じ建物のままで存続しますが、東脇殿には掘立式の廂<sup>ほったてしき</sup>が東西につき、身舎<sup>もや</sup>が礎石式、廂が掘立式の建物となります。廂は2回つけ替えられ、新しくなるほど幅や柱穴の規模が小さくなります。一方、西脇殿には廂がないことから、第 期脇殿は東西対称ではないと考えられていました。



参考図：SB175・1151平面図  
(『多賀城跡 政庁跡 本文編』)





第 3 図 西脇殿地区

しかし、今回の調査で、第 期西脇殿の廂となる掘立式の柱穴を発見し、また、第 期西脇殿には縁がついていたことを確認しました。

廂の柱穴は掘立式で、東側の廂となる6ヶ所すべての柱穴と、西側北端の柱穴を発見しました。東側のものをみると各場所に3個ずつあるので、廂は2回つけ替えられたことがわかります(3時期)。また、新しいものほど幅が狭く、柱穴も小さくなっています。以上のような特徴は、第 期東脇殿の廂と同じです。今まで、廂があるのは東脇殿だけとみられていましたが、西脇殿にも存在し、東西対称の脇殿であることがわかりました。昨年度の東脇殿の調査成果から、西脇殿に廂がついた年代も10世紀前半以降と考えられます。

縁は、西脇殿の東側で縁束の抜取り穴を4つ確認したものです。抜取り穴は西脇殿の正面中央に位置しており、縁の幅は約1.6mとみられます。縁を持つ脇殿の例は、陸奥国では8世紀半ば頃に造られた桃生城や、9世紀初め頃に造営された徳丹城があります。今回、確認した西脇殿の縁は、厳密には第 期以降のものですが、類例から第 期と考えています。なお、対となる東脇殿では今まで縁が確認されていませんが、今回の確認をうけて再検討した結果、縁となる柱穴が存在することがわかりました。

以上のことから、第 期脇殿は同じ構造で東西対称に建てられていたことが明らかになりました。

## 政庁脇殿について

2年にわたる政庁脇殿の調査成果は、次のようなものです。

第 期脇殿：柱穴の形状や柱痕跡の位置などの特徴を十分に把握し、建物の構造や規模が従来通りであることを再確認しました。第 期脇殿は東西ともに南北7間、東西2間の南北棟掘立柱建物であり、床張り  
で、北側から2間目に間仕切りを有しています。

第 期脇殿：東脇殿地区で第 期東脇殿(礎石式)に伴う掘込地業と、第 期末の火災による焼け面を発見しました。西脇殿地区では確認されませんでした。第 期の脇殿が東西対称に建てられていることから、第 期西脇殿も東脇殿と対の位置に存在し、東西対称であったと考えられます。建物の規模は、掘込地業の範囲などから第 期脇殿と同規模と想定されます。

第 期脇殿：第 期脇殿の縁や、第 期西脇殿の廂を確認し、第 期を通して東西対称であることがわかりました。第 期脇殿は南北5

間、東西2間の南北棟礎石建物で、正面中央には縁がついています。第一期は、第二期の建物が存続しますが、10世紀前葉以降に掘立式の廂が建物の東西につき、身舎が礎石式、廂が掘立式の建物となります。廂は2回つけ替えられ、規模が次第に小さくなります。

以上のことから、政庁の脇殿は一貫して同じ場所で東西対称に造られていたと考えられます。

#### 材木堀 (S A 2812)

調査区の南西部で、第二期西脇殿より古い材木堀を発見しました。幅約25cmの溝に直径15cmほどの材木を立て並べて堀としたもので、材木は切り取られています。確認した長さは約7.8mで、第二期西脇殿の西側柱列に沿うように南北方向に延びており、後述の政庁南面地区で検出した材木堀と同じような、第二期造営中の仮設的な施設と考えています。今まで、政庁地区では第二期政庁の建物や築地より古い遺構は確認されていないので、この材木堀は第二期政庁ができる前の様子を伺ううえで貴重な遺構です。

#### 土壌 (S K 2813)

調査区の東側で、2基1対の土壌を発見しました。ともに長さは東西約2.6m、幅は0.9~1.4mで、西側が広がっています。深さは西側が浅く、東に向かってえぐり込むように深くなっており、最も深い所では約1.4mあります。土壌は明るい褐色土で埋め戻されており、第二期の瓦が出土していることから第二期以降のものと考えられますが、性格は不明で、今後、類例を探しながら比較検討することにしています。

### (3) 政庁南面地区

政庁南門から外郭南門に通じる道路をはさんで、西側(西1~4トレンチ)と東側の地区を調査しました。西地区で整地層、材木堀、鍛冶遺構、柱穴などを、東地区で柱穴を検出しました。政庁南面の平坦地が、西側は斜面に土を盛った整地を中心に、東側は斜面を削って造成されたことがわかりました。

#### 整地層

西地区の整地はかなり大規模で、調査区内の最も厚いところでは約1.5mあります。この整地層は、間にはさまる自然堆積層を境として、



下から(古い)順に整地 1、整地 2、整地 3 に大別され、段階的に行われています。また、政庁の側<sup>そば</sup>から次第に範囲が南に広がる特徴がとらえられました。

それぞれの整地の特徴をみると、整地 1・2 は斜面をそのままかさ上げするようにしています。一方、整地 3 の土は水平に積まれており、この場所を平らにしようとする明らかな意図があったとみられます。現在の平坦地は、整地 3 の段階に造成されました。これらの整地の年代は、整地 1 が以前の調査成果から第 1 期、整地 3 は第 1 期の<sup>かわら</sup>瓦が出土したことから第 1 期とみられます。整地 2 は第 1 期、または第 2 期となりますが、今のところ不明です。

材木堀 (堀 1 : S A 1600・1601 堀 2 : S A 1602・1603)

西地区が整地される以前の古い斜面で、東西方向に延びる材木堀を 2 条確認しました。それらは約 1.5m 離れて平行に延びています。ともに約 20 年前の第 50 次調査の時に、西 1 トレンチとその東側で確認していましたが、堀 2 は堀 1 に伴う溝とみられていました。今回、それが材木堀であり、材木堀は 2 条あることがわかりました。

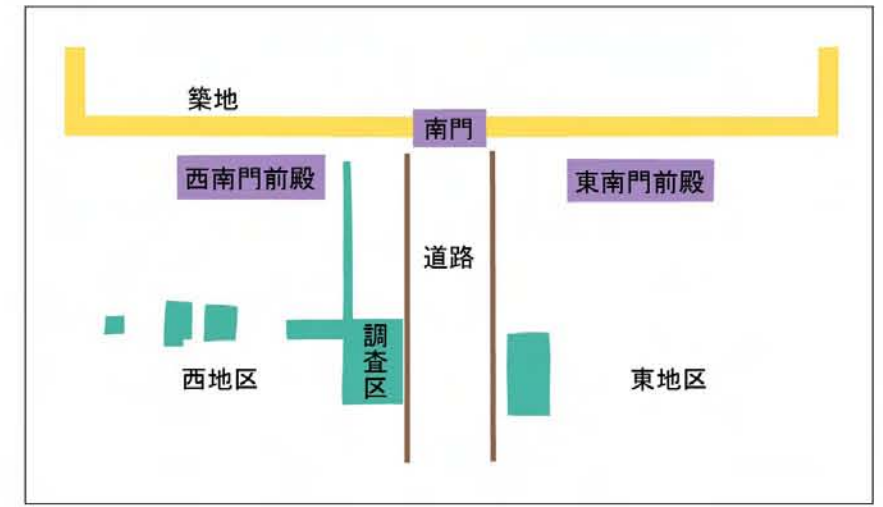
以前の調査で、堀 1 と堀 2 (溝)は政庁南門から外郭南門に通じる道路の下でみつかっています。また、西 1 トレンチ西端では堀 1 にとり付く小規模な門(間口<sup>まぐち</sup>約 1.5m)を発見しており、その北側では堀 2 (溝)が通路状に途切れることを確認しています。そして、それらの遺構の性格は、第 1 期の瓦が出土したことや、比較的簡易な施設であることから、第 1 期造営中の仮設的な施設と考えられています。

今回は、西 1 トレンチの堀 1 と堀 2 (溝)を再検出した結果、上で述べたように溝とみていたものが材木堀であり、材木堀は 2 条あることが明らかになりました。また、西 2 ~ 4 トレンチで延長を確認したところ、この地区の西端を越えて、さらに西に延びていることがわかりました。長さは、以前の調査分と合わせて堀 1 が 46m 以上、堀 2 が 44m 以上となります。材木を立てるための溝の幅はともに約 50 cm、深さは深いところで堀 1 が約 60 cm、堀 2 が約 40 cm あります。材木は切り取られていますが、場所によっては直径 15 cm 前後の<sup>こんせき</sup>痕跡を発見しています。

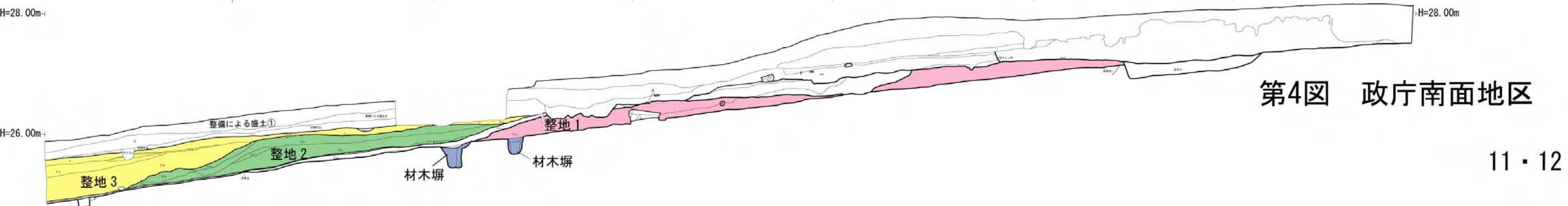
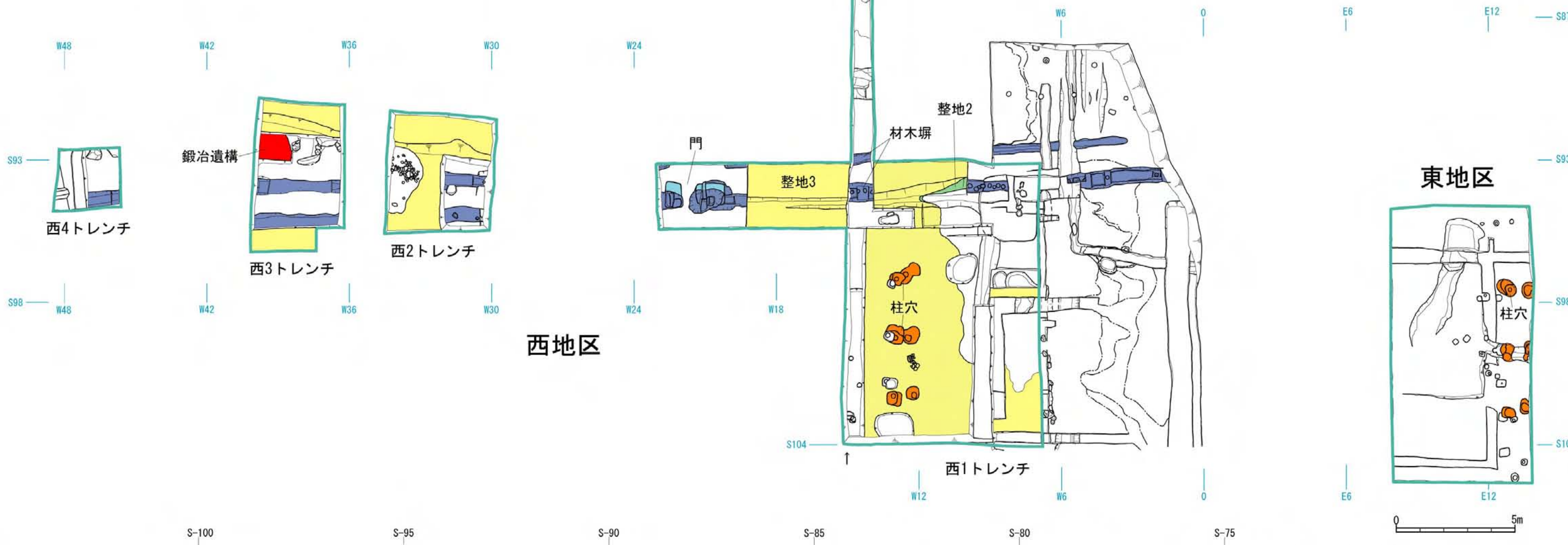


西3トレンチ西壁の状況  
(右: 鍛冶遺構 中央・左: 材木塀)

- 材木塀(うすい色は抜取溝)
- 門(うすい色は抜取穴)
- 整地1
- 整地2
- 整地3
- 鍛冶遺構
- 柱穴



調査区の位置



## 鍛冶遺構（SK2817）

西3トレンチの整地1と2の間で発見しました。30cmほど掘った穴に真っ赤な鉄滓が堆積し、周りにも広がっています。その状況から調査区のすぐ近くで鍛冶が行われていたこととなりますが、政庁の側で日常的に鍛冶が営まれたとは考えにくいことから、政庁の改修や再建など大きな造営に際して行われたとみられます。

## 柱穴

西1トレンチの整地3上面と東地区の地山上面で、道路に沿って確認しました。道路沿いの塀、または掘立柱建物の柱穴とみられます。それらの規模は不明ですが、整地3上面で確認した西1トレンチの柱穴は、第一期のもので、東地区でもそれと対になる柱穴を発見しており、道路を挟んで計画的に作られたものと考えられます。



## 4 . まとめ

東楼地区：東楼の礎石の根石には第 期のもの以外に、整地を積みながら据えた古い段階の根石が存在する可能性があることがわかりました。古い段階の根石は、第 期東楼の存在を示すこととなります。ただし、今回はその可能性を確認するにとどまりました。

西脇殿地区：第 期西脇殿の規模や構造を再確認するとともに、新たに第 期西脇殿の縁と第 期西脇殿の廂を確認しました。第 期脇殿の廂は、東脇殿だけにあるとみられていましたが、西脇殿にも存在しました。また、縁は再検討の結果、第 期東脇殿にもあることがわかり、第 . . . 期はすべて東西対称の脇殿であることが明らかになりました。

第 期西脇殿に伴う遺構は確認されませんでした。昨年度の調査では第 期東脇殿に伴う掘込地業を発見しています。そして、今年度の調査で第 . . . 期脇殿の対称性が明確になったことから、第 期西脇殿も東脇殿と対の位置に存在したとみられます。

以上のことから、政庁の脇殿は一貫して同じ場所に東西対称に建てられていたと考えられます。

西脇殿地区では、ほかに材木堀や土壌を発見しました。材木堀は第 期西脇殿より古く、第 期政庁以前の様子を伺ううえで貴重です。

政庁南面地区：段階的な造成の様子と、各時期の遺構の状況を確認し、この地区の使い方や変遷を解明する基礎的な資料が得られました。

造成は、西地区が整地を中心に、東地区が斜面を削って行われています。整地は段階的に南に広がり、第 期に現在のような平坦地が造成されました。造成前には、東西方向に延びる材木堀が 2 条あることが明らかになりました。それらは第 期造営中の仮設的な施設とみられ、この地区からさらに西に延びています。

整地 1 と 2 の間では、鍛冶遺構がみつかりました。大きな造営に際して、政庁の側で鍛冶が行われたとみられます。

整地 3 の上面では、道路に沿って柱穴を発見しました。東地区でも、それと対になる柱穴がみつかり、第 期に道路を挟んで計画的に作られたものと考えられます。